

平成 24 年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（第 2 回）

議事要旨

1. 開催日時及び場所

日 時：平成 24 年 11 月 29 日（木）13：57～16：50

場 所：環境省第三会議室

2. 出席委員（敬称略）

井上 達（座長） 石井 邦雄

上路 雅子 太田 敏博

長尾 哲二 平塚 明

吉田 緑

3. 議事

- (1) トプラメゾンの安全性評価について
- (2) クロルフタリムの安全性評価について
- (3) その他

4. 議事の概要

- (1) トプラメゾンの安全性評価について

トプラメゾンの安全性評価について、農薬登録者より提出された各種試験成績に基づき、委員による検討が行われ、トプラメゾンの非食用農薬 ADI（案）を 0.003 mg/kg 体重/日とする評価結果が了承された。また、評価資料について、催奇形性の有無について農薬登録者に追加資料を求め、委員に確認を行った上で一部修正することとされた。

- (2) クロルフタリムの安全性評価について

クロルフタリムの安全性評価については、時間の都合により次回の検討会にて討議されることとなった。

- (3) その他

○前回（平成 24 年度第 1 回）検討会の議事録について、原案どおり了承された。

○ヘキサジノンについて、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針（平成 24 年 10 月 30 日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会了承）」に基づき、食品安全委員会で設定された ADI を水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に用いることが了承された。

○ジカンバ（MDBA）について、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針（平成 24 年 10 月 30 日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会了承）」に基づき、平成 21 年 7 月の本検討会で設定された非食用農薬

ADI を引き続き水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に用いることが了承された。

※会議及び会議資料の扱いについては、公開することにより企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、検討会開催要領に基づき非公開とすることが座長より確認され、出席委員により了承された。

(以上)